

教育委員会 7 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 5 年 7 月 1 3 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市立図書館 集会室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 田中 直美 委 員 小澤 慎太郎 委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼
欠 席 委 員	委 員 青山 貴彦
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 磯村 玲子 教 育 政 策 課 長 谷口 暎 学 校 教 育 課 長 大羽 健志 学 校 教 育 課 主 幹 此下 明雄 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 函 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 杉江 圭司 文 化 課 長 井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長 中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	4 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 0 分

< 前回会議録の確認 >

6 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

・後援については、15 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1, 2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

・許可済みの後援について、6 件の実績報告があったとの報告があった。（教育政策課長 資料 P3）

(3) 令和 5 年 5 月情報公開請求について

・学校教育課において 1 件の公文書開示請求があったとの報告があった。（学校教育課長 資料 P4）

(4) 学校給食費未納について

・令和 5 年度の学校給食費の未納の状況、過去からの推移について報告があった。（学校教育課主幹 資料 P5～7）

- (5) 「図書館夏休みのイベント」の実施について
- ・令和5年度の夏休みに実施知る図書館のイベントについて報告があった。(図書館長 資料P8)
- (6) 令和4年度スポーツ協会事業報告について
- ・令和4年度スポーツ協会の事業報告があった。(スポーツ課長 別添資料)

2 議 案

第25号議案 令和6年度使用瀬戸市小中学校における教科用図書の採択について

- ・令和6年度に小中学校で使用する教科用図書について、愛知県の採択基準や尾張東部教科用図書採択地区協議会での協議の結果などの説明があった。(学校教育課主幹)
- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

(質疑応答)

稲垣委員	今回、教科書採択に当たって協議を行った尾張東部協議会の構成員という方たちは、どのような方々が関わったということなのか教えてください。
学校教育課主幹 (指導)	協議会委員は、愛日地区の各市町から教育委員会代表、校長代表、教諭代表の3名ずつでございます。そこに2名のPTA代表が加わり、総勢35名で調整をしております。研究員につきましては、中学校各教科において校長が研究部長として1名、教諭4名の計5名が研究員として組織されています。これらの人材につきましては、愛日各市町から発行者と利害関係のない人材をバランス良く選出しているところで
田中委員	中学校については、ずっと同じものを採択ということですが、昨年度も特に使いにくいとかそういう声はなかったということを確認していますが、今年度は何か現場から声を聞いてとかありますか。
学校教育課主幹 (指導)	学校の方からは特に聞いておりません。
小澤委員	小学校の教科書の採択について、様々な観点から研究されていると思うのですが、どのような観点から研究されたのでしょうか。
学校教育課主幹 (指導)	研究員が行った調査研究の共通の観点につきましては、一つ目が、学習指導要領の趣旨を踏まえた内容であること。二つ目が愛知の教育の基本理念に即しているか。三点目は、児童の発達段階を考慮し、分量や内容が適切に選択されているか。四点目は子供たちが深く考えることができ、多面的、多角的な見方や考え方ができるようになっているか。五点目が、印刷について、鮮やかさや文字の大きさや色彩が良いか、教科書が丈夫であるかです。
竹川委員	私は道徳の教科書の選定について伺いたいのですが、今回の選定理由として特徴的なことは何かありましたでしょうか。

<p>学校教育 課主幹 (指導)</p>	<p>報告では、読み物教材だけでなく、日常場面や児童の経験などをもとに道徳的価値について話し合うことができる教材も取り扱われており、児童の意欲・関心を高め、主体的にかつより深く考えられるように工夫されているということが挙げられている。また、いじめ問題、情報モラル、環境、共生のように現代的な課題には、教材とコラムで構成されたユニットで学べるようになっており、複数時間をかけて児童がじっくりと考えられるようになっている。また、これらを学年ごとに系統立てて学べるように編集されているということも理由として挙げられていました。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>社会の教科書の選定について 2 点お伺いしたいと思います。まず、今回の選定理由として何か特徴的なことがあったかどうかということが一つ、それから生徒に配布されているタブレットとの連動について、何かありましたら教えてください。</p>
<p>学校教育 課主幹 (指導)</p>	<p>社会については、見方・考え方を働かせながら、問題解決的な学習を通して、社会的な事柄に参画、提案しようとする意欲と態度を育てることができる単元構成となっていることが理由として挙げられており、このことにつきましては、本市の学校で取り組んでいる協働型課題解決学習につながるものではないかと思います。また、ICT関連といたしましては、二次元コードが設けられており、児童が学び方動画や学習ゲーム、外部サイト、ワークシート等にアクセスし、主体的に学習することができるようになっており、タブレット活用がしやすいようになっている。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>令和 6 年度から小中学校の英語にデジタル教科書が導入されるということですが、そもそもデジタル教科書ってというのはどういうものなのかということ。それから今回審議の対象となっております印刷物の教科書とはどのような関係にあるのかということ。それから、実際の事業でデジタル教科書がどのように活用されると見込まれているかということ。最後に、今後、他の教科にデジタル教科書が拡大されていくのかどうかと、以上の 4 点についてお尋ねします。</p>
<p>学校教育 課主幹 (指導)</p>	<p>令和 6 年度からまず小学校 5 年生から中学校 3 年生の英語でデジタル教科書が集団教材として、紙の教科書と同等に位置づけて使用していくことを聞いております。このデジタル教科書につきましては、タブレットで見ることができるものです。教科書を拡大して表示することができるという利便性があり、ペンやマーカーで簡単に書き込み、削除することができ、それが保存することができます。さらに大きなメリットとして教科書の文書を機械音声で読み上げるといったようなことも挙げられております。特に英語では音読の音声やネイティブスピーカーと話す音声が教科書本文を押して確認することができるといったようなことから、英語で先行導入されていくこととなります。さらに算数、数学での導入が現在検討されているということで、数年かけて段階的に他教科にも導入されていくのではないかとという情報です。</p> <p>いずれにいたしましても主体的・対話的で深い学びが実践できるということですか、個別最適な学びの保障で配慮が必要な子供たちが学びやすくなるといったようなメリットがございますので、そういったメリットを踏まえながら、導入されていくものと考えております。</p>

4 その他
日程について

- ・8月定例教育委員会は、8月10日（木）14:00から市役所庁議室で開催することの連絡があった。
- ・瀬戸市PTA連絡協議会との教育懇談会が8月4日（金）に文化センターで開催されることとの連絡があった。
- ・9月定例教育委員会は9月14日（木）に庁議室にて開催する予定であることの報告があった。
- ・加藤委員から6月の市議会定例会における「公民館の設置および管理に関する条例の全部改正」の審議について、次のとおり質疑があった。

(質疑応答)

加藤委員	<p>5月の教育委員会定例会でも審議されたのですが、「公民館の設置および管理に関する条例の全部改正」について、先の6月瀬戸市議会に上程されて可決し、来年、4月から施行されるそうですけども、6月23日に審議された市議会の総務生活委員会というところで審議されている状況をYouTubeで見えておまして、いくつか疑問に思ったことがありますので、質問させていただきます。</p> <p>まず、その前段として3月の教育委員会定例会でこの公民館の設置および管理に関する条例について、市から説明がありまして、特に協力金のことについていろいろ説明がありましたが、それを要約すると次の3つのことかなと思います。</p> <p>まず一つは、市として協力金は従来から任意の寄付金と認識していたという説明が一つ、それから、市が公民館の実態を調べたところ、協力金は実質的には使用料になっていたということがわかったということ。それから、今後は利用者に協力金を使用料と受け止められないよう、寄付という扱いを公民館に徹底させるということ。以上、三つのことをご説明されたと思いますが、それでよろしいかまず確認させてください。</p>
まちづくり協働課長	おっしゃる通りでございます。
加藤委員	市は従来から協力金は寄付金だという意識ということですので、ということであれば、市は従来から公民館は使用料を徴収することのできない無料の施設だと、そのように認識していたということになると思いますがそれで間違いないでしょうか。
まちづくり協働課長	寄付という扱いでございますので、使用料というものではございませんので無料でございます。
加藤委員	この3月に説明がありましたが協力金は寄付であり、公民館施設の利用の条件としてはいけないということを徹底するために3月以降、公民館に対して具体的にどのような形で指導を行ったのでしょうか。
まちづくり協働課長	3月に公民館長会議を開催しましたその場で申し上げました。それから4月にありました館長会議および運営委員長の合同会議についても、その旨をお話してご理解いただいたものと思っております。
加藤委員	現在の公民館は先ほどの説明にもありましたように無料の施設なのですが、今回、条例が全部改正されまして使用料に関する条文が規定されたことによって、令和6年4月からは、公民館は有料の施設になるわけですか。これは非常に大きな変更だと思います。従来、タダで利用できたものが、有料の施設になるわけですから大変大きな変更だと思うのですが、先日6月23日の市議会の総務生活委員会の場で市会議員から、公民館を運営している人や利用者に対して、今回の条例の全部改正によっ

	<p>てどんな効果があるのかと、そのような質問があった際に、市は条例の全部改正によって、一般の市民の利用については、従前とほとんど変わらないようにと考えていると、そういう趣旨の御答弁をされました。今回の条例改正は無料の施設が有料化されるという大きな変更を伴うわけですから、利用者に影響がないはずはないわけです。であれば、このときの質問に対して現在は無料の施設であるけれども、令和6年4月に指定管理制度を導入することに伴って、有料となり、利用者には使用料を負担いただくことになりますと、そういう答弁をすべきだったと思いますが、なぜ利用者には影響がないという趣旨の答弁をされたのか伺います。</p>
まちづくり協働課長	<p>従前というところで、3月までは実質使用料の形になっておりましたので、そういったものを基本に発言をしておりました。現行という時点が、6月というところでの頭がございませんで、それまでのところのことで発言をしてしまったものでございます。</p>
加藤委員	<p>4月当初ならいいと思うのですが、6月の下旬になって、現行というのを3月までのことだと捉えるその時点の考え方がちょっとおかしいのかなと思いますし、それから、今の説明は本来任意の寄付金のはずなのに、実質的に公民館利用の条件として徴収していた協力金と今回新たに条例の規定を設けて徴収する使用料、指定管理制度では利用料ですが、それがたまたま同じようなレベルになるであろうということから、利用者には影響がないという答弁をしたということを説明することだと解釈したのですけれども、元々実質的な使用料という形での協力金の徴収というのは適切ではないものですし、令和5年4月以降は、その協力金徴収について協力をいただくのであれば、きちっと寄付ということをイメージして、寄付を募るといったのははずですので、そもそも比較すべきものではないのに、なぜその時、使用料としては従来から無料の施設であるということをはっきりしなかったのでしょうか。</p>
まちづくり協働課長	<p>従来から無料ということではございますけれども、こちらのところは寄附であるということではございますので、そこを中心にごうたっていると考えております。寄付の金額については、まずは協力金ということでもありますので、これはあくまでも寄附ということは無料なのですけれども、寄附の目安というような形で金額を各館は設定しておりましたので、金額については、そういったものも参考にさせていただくということでの発言をいたしました。</p>
加藤委員	<p>今の説明だと聞いている人は、あたかもこれまでも、それから指定管理制度が導入されても有料であるかのように解釈されるのではないかと、私はそう思います。それで、さらにこの質問した議員も現在公民館は有料であると思っておられたようで、第2号の質問として、料金というのは、変わることになるのか、それとも経過措置を見るために、現状と変わらずいくという方針なのかという質問されたわけです。要するに、指定管理制度導入に伴って使用料が変わるのかどうかという趣旨の質問をされるわけです。ですから、この質問に対しては議員の誤解を解くためにもまずは、現在は無料であるが、来年4月からは有料になるということをもまず答えるべきだったと思うのですけれども、実際の市の答弁は、利用料金は今回の改正で部屋の面積に応じた上限額を設定させていただくものでございます。この範囲内で指定管理者が設定し、市が認めていくというものになります。と答えています。これは指定管理制度が導入されてされる時の利用料金について説明したものでこ</p>

	<p>れは正しいことだと思うのですが、その後が続いて、金額については地域的な違いが現在もございます。現在の金額をベースに指定管理者と協議、精査していくことになると考えておりますと、そのように答えておられます。</p> <p>さらに、この金額については地域的な違いが現在もございますとか、現行の金額をベースに指定管理者と協議、精査していくことになると考えておりますという、この答弁は使用料を現在徴収している、そういう前提での答弁としてしか私は受け取れませんが、先ほどの市の説明にあったように、公民館は現在無料の筈なのですが、この金額について地域的な違いが現在もあるとか、この現行の金額をベースに協議するとかですね、答弁の言わんとするところは何なのかを教えてくださいと思います。</p>
まちづくり協働課長	<p>ご指摘の通り、先ほども、4月当初ならわからないでもないですがという発言でいただきましたけれど、私、その時点でこういった質問があるときには、最新の注意を払って答弁するわけですが、私の頭の中にはこの当時のこの使用料としてということでの議員の質問でございましたので、そのときにそれに代わるような形でとってしまっていた、そういったものについてお答えをしたということでございます。</p>
加藤委員	<p>繰り返しになるが、議員は公民館の使用料金について質問されているわけですから、寄付金である協力金の額が現在公民館によって違いがあろうと、あるいはいくらの金額を寄付金として集めていようと利用料金とは関係ないと思います。任意の寄付金であった協力金の額を比較の対象として指定管理制度を導入しても使用料の額が現在とあまり変わらないかのように答弁した意図は何なのかということをお聞きしたい。</p>
まちづくり協働課長	<p>寄付金として任意ではございますけれど、それぞれが金額についてそれが善し悪しということは一切言っておりませんので、金額の良いか悪いか、高いのか安いのかといったところはわかりませんが、従前おっしゃられた指摘のように使用料的になっているということでしたので、そういったものも参考にといいことで発言をしております。</p>
加藤委員	<p>私は総務生活委員会における市の答弁を何回か繰り返して聞きましたけども、その受けた印象としては、各公民館では令和5年4月以降も従来と変わらず実質的な使用料協力金が徴収されているのではないかというふうに思えてきたわけです。</p> <p>そこで私は二つの公民館に電話をかけまして、公民館の施設を利用するのに使用料が必要ですかとお尋ねしました。どちらの公民館でも事務員と思われる方が電話出られまして、大きな部屋だと1回1000円で、小さな部屋だと1回500円ですという回答がありました。令和5年4月以降ですね協力金という名を借りた実質的な使用料を徴収してないのであれば、6月下旬にもなって単なる勘違いで今のような回答が出てくるとは私はとても思えませんでした。</p> <p>そこで、昨日、私はある公民館長さんに公民館では今も利用する人から協力金を徴収しているのかというふうに直接お尋ねをいたしました。その答えはうちの公民館では従来と変わらず、協力金をいただいていると。ただし、協力金の額が公民館によって異なるので、基準を作って統一しようという動きがありますというお答えをいただきました。また、協力金の取り扱いについて、瀬戸市から何か指導はありませんでしたかということをお尋ねしたところ、協力金について市から指導を受けた</p>

	<p>覚えはないというふうにお答えになりました。</p> <p>実際には、協力金の取り扱いについて指導があったかもしれませんが、この公民館長さんの発言からすると市の指導というのは、正しく伝わっておらず、先ほど3月、4月の会議で指導したということでしたけれども、少なくともこの公民館に対しては、その市の指導が正しく伝わっておらず、従来と変わらない形で利用者から金銭を徴収しているということがあると思います。</p> <p>そこでお尋ねいたします。まず各公民館が本来の姿である無料施設として正しく管理運営されているかどうかという実態をしっかりと把握する必要があると思いますけれども、実態把握についての市の考えを教えてくださいたいと思います。</p>
まちづくり協働課長	<p>今指定管理の意向調査をしておりますので、指定管理に向けて各館にいろいろお話をしておりますので、そういった中で確認をしてみたいと思っております。</p>
加藤委員	<p>確認するということでしたけれども、これはもし使用料が実質的に使用料や協力金という形で徴収されているとすれば、市民が負担しなくても良いお金を負担しているということになると思います。それであれば速やかに行うべきと思うのですが、今おっしゃったような実態把握は、いつまでに行うのかということと、もし徴収しているという実態が明らかになった場合どのような措置をとるのかということについて教えてくださいたいと思います。</p>
まちづくり協働課長	<p>こちらの方は、私ども一館一館を回って、館長、事務局、事務協力員ともお話をしてみたいと思います。ちょっといつまでというのは今現在条例改正等の事務もございまして、非常に逼迫しておりますので、早い段階にというふうに思っております。また、既に徴収しているのであれば、それについては、寄付でございまして、利用者の方にはお話をさせていただく形になるかもしれませんが、一応そこら辺はまた公民館の方の事務局とお話をしてみたいと思います。</p>
加藤委員	<p>まちづくり協働課さんが忙しいというのもあるのですが、これは、本来、徴収してはいけないものを取っていたということですので、優先順位からすると、最優先ではないかと思うのですが、その条例改正とその準備とおっしゃいましたけど、既に改正されているわけで、施行期日が来年の4月からだけで、条例の内容に合うものではないと思うのですが、それが速やかにいつまでと言えないという理由は何でしょうか。</p>
まちづくり協働課長	<p>指定管理への移行に伴って、仕様書作成だとか、協議会をどのような形で立て直すかそういったことを地元とも詰めてまいりますので非常に大変なハードスケジュールになっており、担当も日々残業という状態になっておりますので、そういったメンバーとも話し合いながら、早急に詰めてみたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。</p>
加藤委員	<p>目標の期限は言えないということですか。</p>
まちづくり協働課長	<p>早い段階にと思っておりますので、8月いっぱいには動きたいと思っております。</p>

加藤委員	<p>少なくとも、令和5年度までは各公民館において、協力金という形の徴収が行われてきたということは、3月の定例会で市も認めているわけですね。それで、本来は任意の寄付である協力金が利用の条件のような形で徴収されてきたことの要因の一つは、市民の方や公民館が無料であるということの認識がなかったのではないかと思うのです。先日の市議会の総務生活委員会の市会議員さん、市民の代表である市会議員でさえです。質問の内容からすると、公民館は有料の施設であるというように誤解されていると思われます。</p> <p>市民が公民館は無料であるということを知れば、たとえ公民館側が利用するには、1回500円か1,000円だという話をしても、無料のはずなので、任意の寄付は別の形で受ける、受けないという対応になると思うのです。なので、誤解を生じさせないためには、公民館は無料であるということを知ってもらうには、ホームページだとか、公民館の掲示板を活用するなどして、今年度いっぱい公民館は無料ですという市民への周知をすべきだと思うのです。これであれば先ほどの話で、非常に忙しいということであっても、ホームページに公民館のホームページがあるわけですから、そこに無料ですということを入れるのはそんなに大した作業ではないと思います。公民館が無料ということは別に公民館に指示すれば、公民館において、適切な形で提示していただければと思いますので、市はこういったことを実行する考えはありますでしょうか。</p>
まちづくり協働課長	はい、良い意見をいただきましたので参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
加藤委員	参考にするというのは、やるのかやらないのかどちらでしょうか。
まちづくり協働課長	やる方向で進めたいと思います。

教育長

加藤 正典

教育長職務代理

青山 貴彦